

平成24年 第4回臨時会

浪江町議会会議録

平成24年5月21日 開会

平成24年5月21日 閉会

浪江町議会

平成24年第4回浪江町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号（5月21日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案第38号、議案第39号の一括上程、説明	6
議案第38号の質疑、討論、採決	7
議案第39号の質疑、討論、採決	13
閉会の宣告	19

浪江町告示第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成24年浪江町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成24年5月15日

浪江町長 馬場 有

- 1 期 日 平成24年5月21日（月） 午前9時
- 2 場 所 福島県二本松市本町1丁目60番地2
安達地方広域行政組合 自治センター
- 3 付議事件
 - (1) 工事請負契約の締結について
(浪江町役場仮設庁舎建設工事)
 - (2) 物品購入契約の締結について
(放射能・放射線測定器購入)

○応招・不応招議員

応招議員（20名）

1番	愛澤	格君	2番	山崎	博文	君
3番	山本	幸一郎君	4番	吉田	数博	君
5番	若月	芳則君	6番	横山	精一	君
7番	渡邊	文星君	8番	泉田	重章	君
9番	橋爪	光雄君	10番	田尻	良作	君
11番	渡部	貞信君	12番	鈴木	辰行	君
13番	佐藤	文子君	14番	紺野	榮重	君
15番	佐々木	恵寿君	16番	小黒	敬三	君
17番	勝山	一美君	18番	三瓶	宝次	君
19番	佐々木	英夫君	20番	馬場	績	君

不応招議員（0名）

第 4 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

平成24年第4回浪江町議会臨時会

議 事 日 程 (第1号)

平成24年5月21日(月曜日) 午前11時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第38号 工事請負契約の締結について(浪江町役場
仮設庁舎建設工事)
- 日程第 5 議案第39号 物品購入契約の締結について(放射能・放
射線測定器購入)

○議長（吉田数博君） 東日本大震災以来1年2カ月と10日が過ぎました。

第4回臨時会開会に先立ち、今回の災害により犠牲となられた方々に対し、皆様とともに哀悼の意を込め、黙とうを捧げたいと思います。

ご起立ください。黙とう。

[黙とう]

○議長（吉田数博君） ありがとうございます。ご着席ください。

◎開会の宣告

○議長（吉田数博君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人であります。

定足数に達しておりますので、平成24年第4回浪江町議会臨時会を開会いたします。

(午前11時01分)

◎開議の宣告

○議長（吉田数博君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（吉田数博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、15番 佐々木恵寿君、16番 小黒敬三君、17番 勝山一美君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（吉田数博君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定いたしました。

◎議案第38号、議案第39号の一括上程、説明

○議長（吉田数博君） お諮りいたします。日程第3、議案第38号及び日程第4、議案第39号を一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって日程第3、議案第38号、日程第4、議案第39号を一括議題といたします。

日程第3、議案第38号 工事請負契約の締結について（浪江町役場仮設庁舎建設工事）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第38号 工事請負契約の締結について（浪江町役場仮設庁舎建設工事）ご説明をいたします。

本案は、浪江町仮設庁舎建設工事について、地方自治法第234条第1項の規定による一般競争入札より落札者となった、東北・横山・泉田特定建設工事共同企業体、代表者、東北工業建設株式会社代表取締役戸川英勝と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

詳細については、総務課長より説明いたします。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） それでは、議案第38号について、ご説明申し上げます。

議案によりましてご説明申し上げます。

まず、契約の目的でありますけれども、浪江町役場仮設庁舎建設工事であります。

施工場所ではありますが、福島県二本松市北トロミ地内にあります。

契約の方法につきましては、地方自治法第234条第1項の規定による一般競争入札でございます。

契約金額ではありますが、3億1,500万円です。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が1,500万円です。

契約の相手方ではありますが、双葉郡浪江町大字藤橋字原59-1。東北・横山・泉田特定建設工事共同企業体代表者東北工業建設株式会社代表取締役戸川英勝でございます。

工期につきましては、議会の議決を得た日から平成24年9月11日です。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第4、議案第39号 物品購入契約の締結について（放射能・放射線測定器購入）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第39号 物品購入契約の締結について（放射能・放射線測定器購入）についてご説明いたします。

本案は、放射能・放射線測定器の購入について地方自治法第234条第1項の規定による一般競争入札により落札者となった株式会社草野測器社代表取締役草野智樹と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、健康保険課長が説明いたします。

○議長（吉田数博君） 内容説明、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それではご説明を申し上げます。

契約の目的でございますが、放射能・放射線測定器購入事業でございます。

納入場所でございますが、浪江町が指定する場所。

契約の方法でございますが、地方自治法第234条第1項の規定による一般競争入札でございます。

契約金額でございますが、1億6,029万900円でございます。

うち消費税に係る額が763万2,900円でございます。

契約の相手方、福島県福島市鎌田字卸町23-16。

株式会社草野測器社代表取締役草野智樹。

納期、議会の議決を得た日から平成24年6月29日でございます。

○議長（吉田数博君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

質疑は、後ほど行います。

○議長（吉田数博君） ここで、委員会審議のため暫時休議いたします。

（午前11時07分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前11時30分）

◎議案第38号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第3、議案第38号 工事請負契約の締結について（浪江町役場仮設庁舎建設工事）、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

20番。

○20番（馬場 績君） 仮庁舎案件について何点かお尋ねをいたします。

まず、具体項目に入る前に町長にお尋ねいたしますが、災害復旧等公共事業発注のあり方について町長はどのように考えているのか。

具体項目についてなのですが、今回の入札の基準は、経営規模評価について言えば700点以上のものであることということになっております。ABCで言えばAランクということで、浪江町ではこの3社以外にあるのかないのか。

それから、第2点としては、今回の工事の施工に関する技術、能力との関係で、700点以下の業者では施工能力がないと判断をされた理由についてお聞かせをください。とりあえず3点です。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 災害にあたっての工事のあり方の考え方、これから町に戻れるような状況になった場合、地場産業も育成していかなくてはならないという考え方でおります。

そういうことで、地場産業の1つの振興という意味でもぜひ浪江町の底力と言いますか、そういうものを信じていただきたい。そういう考え方はもっております。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） まず、700点以上Aランクほかにないのかというご質問でございますが、これは3社のみでございます。

施工技術能力この以下でも大丈夫ではないかということでございますが、今回につきましては設計金額等から700点以上Aランクということで条件をつけたわけでございます。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 公共工事の発注は災害普及・復興という観点から考えれば、地場産業を育成していくということが大事だという確認をすることができると思います。

私もそのことについては異論がありません。その上でなのですが、仮設庁舎であれ町民のシンボル、特に今回避難をしていけばこそ、多くの町民がいわゆる自前の庁舎を持つことについての期待は極めて大きいものがあると思います。

その工事をするにあたって、Aランクのものということで線を引いたわけですが、浪江町では3社しかない、今回の入札資格、参加資格においても、発注金額との関係で判断をしたということではありますが、災害復旧の基本的な考え方でも大きくかかわってくるわけですが、仮庁舎建設については、多くの分野の仕事があると思います。用排水、電気工事にしろということを考えれば、Aランクと

いう固定観念ではなくて、部分発注をすると、そのことによって地場産業の振興育成を図るということも考えてみた。そのことは町長の答弁からしても、決して無理のない判断基準になると思うわけですが、そうされなかった理由は为什么呢。それから部分発注ということについては検討されたんでしょうか、されなかったのか。

○議長（吉田数博君） 答弁、副町長。

○副町長（檜野照行君） ただいまの質問に対して、お答えしたいと思います。

部分発注について、まず考え方はどうかというのは、分割発注は考えました。当然にそれぞれの分野で、浪江町にいながら避難しつつも力を維持している会社がありましたので、それらも当然に我々は考えまして、皆さん御承知のとおり4月26日に、分割発注でまず公告を实はいたしました。分割発注すべきものといいましたが、現実的には公告した後で、実は設備関係のほうの、具体的に申し上げると、設備関係の会社の方が入札参加するためには、法的な要件が実にごさいまして、その要件が実を満たしていないと言いますか、手続きをしていないために、入札に参加できないということがはっきりいたしました。

そうはなったとしても、今、20番議員が申し上げましたとおり、私どもは浪江に帰ることも含めながら、貴重な工事の費用ですから、浪江町の人達が力を合わせてこの工事を糧にして力を発揮していただきたいということを考えて、急遽法定手続きを取って、なおかつ今も入札に参加できる人達にやっぱりっていただくのが本来の姿だろうということで、分割発注が出来ないことがわかったために、やむなく急遽。かといっても、我々今仮庁舎、仮住まいでありまして、本来は3月いっぱいまでの約束でしたけれども、それを延長させていただいて、今9月末まであそこにいられるということになったわけですが、それらも含めて発注をこれからまた延々と発注時期を延ばしていったのでは、9月いっぱいまでも完成も出来ないということもありましたので、それらを総合的に判断をいたしまして、今回は建築一本での発注に切り替えて発注をして、入札までやって、今、その契約のご承認を議会に求めている状況にあります。

基本的な考え方は、20番議員がまさに言われたとおり、そのとおり町は今も同じ考えですし、今後もそのような考えで今後とも進めたいと考えてます。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 今の答弁はそれなりにわかりましたけれども、

要件不備があつて入札参加できないということについては、公告した後、町で初めてわかつたということなんですか。これが第1点。

それから、災害復旧と地場産業育成、地元業者の振興を図るといふ点からも、もし既存の業者で必要な法的な手続きをとるべきことがわからなくて、今回の入札にも参加できなかったとすれば、地場産業育成という点からしても、町のほうからは指導改善すべき問題ではないのかと思います。その点で今後どういうふうになされるのかということですか。

それから、あと先ほど全員協議会で入札結果の資料を配っていただきました。提案説明のとおり、入札参加は東北工業、横山、それから泉田のJVということで、3回目の入札額は3億円。予定価格も3億円です。予定価格も入札額も一緒です。1回、2回目からすると1,000万円ほど下がっておりますけれども、予定価格100%で落札をしているということについて、これも数字の神様がいるとすれば、こういう偶然の一致もあるかもしれないけれども、世間一般的には、官製談合でないのかという懸念を持つ町民もいるということはおわかりだと思ふんです。入札の結果、こういうふうになつたわけですけれども、官製談合ではないかという批判についてはどう説明をなさるつもりでしょうか。

○議長（吉田数博君） 答弁、副町長。

○副町長（檜野照行君） 3点ほどご質問いただきました。

1点目の、いわゆる法的手続きがなかつたことが、事前にわからなかつたのかというのがありました。それについては、実は我々が避難をしていますので、町としては入札参加の狙いと、そういうような手続きはとっていないので、実は基礎的な資料はありませんでした。その中で、我々が見れるのは、インターネットで情報が見れますが、県のほうの指名参加者のリストは実は見ることができますので、それらを参考に見ている限りでは、設備等も含めて我々が入札公告するまでの間、それらはすべて要件が整っているようになってました。

ですから、それらをもとに当然設備のほうも参加できるだろうということを我々はその時点で判断をいたしましてやりましたが、残念ながら。というのは、法的手続きの中で実は今回、特別な法律のはからいがありまして、一定期間実は猶予期間が、自動車の免許証と同じように一定の猶予期間が実はありました。それが実は切れたんです。そのことがありまして、結果的には申し出があつて初めて我々がわかつたということで、その点は理解いただきたいと思います。

それから2点目に、じゃあこれからの、いわゆるそういう浪江町

の人達にしっかりと発注するという考え方であれば、その辺の手続きが必要なことも含めてどう指導するのかという質問でしたけれども、それは今回のことも踏まえながら、我々も個別の話が出来ませんので、商工会と色々な団体を通じながら、今盛んにやっていますが、工事だけではなくて色々な調達関係もありますので、それらも含めて実際避難はしているわけですが、実際にできるものは何なのかということを経営を調査したり、こちらからそういう説明をしたり、そのようなことをやっていますので、今後もその辺は積極的に進めたいと思います。

それから最後に3点目で、予定価格と落札価格が同じだったのではないかということですが、確かに結果はそのとおりであります、経過の資料のほうで経過もわかっていると思いますが、3回ほど入札を繰り返した中で、3回目の落札で結果的には、結果がそうなったということでありまして、これは町も業者の方もこの件に真剣勝負で、まさに臨んだ結果がそうなったということでありまして、その辺については、特にそのような問題はないと私達も認識しておりますので、そのことは申しておきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

18番。

○18番（三瓶宝次君） 今の関連であります、入札公告が5月1日に公示されまして、結果的にただいま質問ありました結果になったわけですが、この入札公開は避難という特殊な事情の中で、一般競争入札に付したわけですが、非常に業者の参加資格の整合については、県の資格要件を付与したということでありまして、やむを得ないことであつたかなと見ております。

ただ、今回の一般競争入札、そういう精神、それから公平公正な入札を期すということと、町の事業を行う関係業者の参加を促すという点からして、問題があつたのではないかと考えます。

したがって、それはどういうことかということ、Aランク3社ということではありますが、参加形態としては3社しか参入できないという資格要件になります。逆にいえば、そういう中で。

〔「所管でもありますので簡潔に。」と呼ぶ者あり〕

○18番（三瓶宝次君） そういうことではありますが、所管委員会ということではありますが、ちょっと確認要素がありましたので、一つご了解いただきたいと思います。

町の復興復旧にかかわる重大なことでありますので、今後この入札参加基準について、公平に業者がAランクであろうとCランクであろうと、その事業規模によって自由に競争が流せる。地元業者が

参加できるという入札基準も検討していく必要があると思うのですが、この件についてどう考えているのかご答弁お願いしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁、副町長。

○副町長（檜野照行君） ありがとうございます。

今、質問の趣旨は非常によくわかります。今回の入札の仕方が確かにAランクの3社という設定です。実は公告の中身を見ていただきますと、今回の入札の仕方は単独かJVかなど、どちらでもいいですよというようなことで、いわゆるJVはAランクの人が頭になれば、Bランクの700点の方もおります。その人達の例えば組み合わせになるJVでもいいですし、というようなその可能性を考えながらやりました。それともう一つは、今後まさに部門によって広い範囲の方をとすることは当然我々も考えていますし、その辺はそのようにしたいと思いますが、今回非常に工期が標準工期が取れないぐらいの非常に厳しい工期の中でものを作ってもらうということと、今回の工事の金額の固まりとして今、避難していながらこれだけの仕事をやるとなると、いわゆる資金調達の問題が実はあるかと思いましたので、その辺も含めながら、今回の案件については資金調達の考え方ではJVも場合によっては有効なのかなと。それからAランクであれば、ある程度資金調達についても大丈夫なのかなと。というのは、日々かかった金をどんどん支払うような方策といえますか、そういう契約できませんので前渡金は払えるわけですが、非常に厳しい状況も踏まえているということも踏まえて、今回はそのようにさせていただきました。

なお、今議員が申されたとおり、今後の発注について、時間的な余裕とか、ものの内容によってはそのようなことを十分に踏まえてみんなで仕事に参加できるような道を見つけていくような方法はこれからと考えてますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 18番。

○18番（三瓶宝次君） 今後の件については了解いたしました。ただ、今回の入札基準については、自由競争を促すということには必ずしもなっていないと。かたや12、3社で組むことも一つの選択として基準に示してありますが、3社しかないわけです。3社しかないのにAランクの3社が組めば、ほかの業者は排除する。自由競争が成り立たないということに結果的になるわけです。これは最初から行政側としては予想できたはずなんです。その辺について、今後このようなことのないように、ひとつ自由競争が正常にそして公正に行わ

れる入札執行に持って行っていただきたい。要望です。

○議長（吉田数博君） ただいま、20番議員より、発言の訂正を求められておりますので、これを許可いたします。

20番。

○20番（馬場 績君） 私の議案第38号資料の質問の中で、間違った質問をしましたので訂正いたします。議運委員長から指摘があったわけですけれども、先ほど開かれた全員協議会で配付されたと言言をしましたがけれども、これは議案書として配付された資料でありますので、そのように訂正をいたします。ご了解ください。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第38号 工事請負契約の締結について（浪江町役場仮設庁舎建設工事）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第4、議案第39号 物品購入契約の締結について（放射能・放射線測定器購入）、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

20番。

○20番（馬場 績君） 放射能・放射線測定器の案件については、3月議会冒頭議案で提案されて、委員会あるいは全員協議会で議論を重ねて、結果、否決になった案件であります。私も質疑をし反対討論をした立場のものでありますので、あえて一言だけ申し上げます。

反対の理由については、いろいろありましたけれども、入札仕様書とそれから納品業者が提出した入札書において、品名、規格において、これは間違いないという担保をするものが、当局に対する質疑でも明らかにされなかったわけです。そういう意味で今回は、そういうことはあり得ないと思いますが、改めて質問させていただきます。

第1点目として、今ご指摘したように、町の入札仕様書は、全員協議会で提出を求められましたけれども、準備していないということで配付はありませんでした。

したがって確認をいたしますけれども、入札仕様書と落札した業者が提出した入札書において、製品規格における齟齬はないのかどうかということが第1点。

それから第2点、7,710台という大量の機器を発注し納入を受けるということになるわけですがけれども、その製品の検査、もちろん全品検査が求められておりますけれども、それは確実に行われるという担保はとってあるのかどうか。それは製品保証にかかわる問題でありますので、明快にお答えいただきたいと思えます。

それから、精密を求められる機械であります。このカタログによりますと、誤差がプラスマイナス15%ということで、機種によっては5%とか20%、あるいはそれを越すものもありますけれども、ベータの放射線測定器において、プラスマイナス15%の誤差については、発注者である町としては問題はないと判断された根拠についてお示しをいただくと同時に、故障した場合の責任の範囲、納品業者が担うメンテナンスの範囲はどこまでなのかお示しいただきたいと思えます。

それから、最後になりますけれども、全員協議会で納品の期限が6月29日と説明されました。

担当課長においては、製品ができ次第、順次町民に配布すると答弁されたわけでありましてけれども、納期がおおよそ1カ月にわたると判断をすれば、7,710台の機器はこれから製造するということになるのではないのかと考えますが、納期と製品製造について落札業者、後の関係でどこまで確認をされているのかお答えをいただきたいと思えます。

- 議長（吉田数博君） 答弁、総務課長。
 - 総務課長（根岸弘正君） まず仕様書と入札書の齟齬はなかったのかということでありましてけれども、これは齟齬はございませんでした。
 - 議長（吉田数博君） 健康保険課長。
 - 健康保険課長（紺野則夫君） 7,710台の製品検査の担保は取ってあるかということですが、当然これは製品検査についてはなければならぬと考えておまして、1台1台にその製品検査の検査受理証等々については、当然なければならぬと考えております。
- それから、放射能プラスマイナス15%、問題はないとの根拠は何かということですが、当然仕様書のほうで誤差プラスマイナス15%以内ということですので、その仕様のと通りの製

品だというようなことになると思われます。

それから、故障が生じた場合等々についてでございますが、これにつきましては当然1年間の保証で対応すると。当然メーカーのほうに対応するという形になっております。それから使用方法、それからそういった故障等につきましても、メーカーの相談窓口を案内いたしましてメーカーのほうで対応するということになっております。

それから、全員協議会で納品について6月25日ということで申し上げましたけれども、納品についてでございますが、今回の本会議で議決された後に当然製品等については納品されるものと考えておりました、5月中には早くとも納品されていきまして、最終的には6月29日にすべてにおいて完了と考えております。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 全品検査の担保はということについては、検査済証が添付されるものということで期待しているという答弁なので、これはそれでは製品保証ということで我々としてはそのまま受けるわけにはいかないと思います。

したがって、全品検査は間違いなく行われると、検査済証が添付されるのではないかとということではなくて、全品検査が行われるという確認をとっているのか。

それから、15%の誤差の対応については妥当な範囲だということですが、実際私も含めてですけれども、既に測定器を購入しておりますので、それで測った上で実際の誤差がどのくらいあるのかということについても検証したいと思います。したがって、この件については、お答えはおりません。

それから、保証については、メーカーのほうで相談窓口を作ることとありますけれども、これはフリーダイヤルによる相談窓口であるべきだと思います。町民の負担にならないように、そういう相談体制を取れる業者との間で確認をしていることはどうなのかお答えください。

それから製品の納期でありますけれども、5月中に納品が行われて、最終的には6月という再度の答弁であります。要するに私の質問の趣旨は、一括納品は出来ないのです。このカタログには、製品は福島で製造していると書かれてありますけれども、今、国産のものと理解した上で、一括納品が出来ないという落札業者が説明しているとすれば、製造能力はどのくらいお持ちの会社なのか。知りうる範囲でお答えください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） 全品検査の検査証、当然添付されなければならない。したがって、一個一個に全品検査証を付けてということで考えております。

それから、対応窓口でございますが、フリーダイヤルで当然だと考えております。

それと納期でございますが、一括納品は出来ないのかということでございますが、一括納入というのは当然町のほうに対しての一括納入ということなのかなと考えておりますけれども、この今回の納入方法につきましては、郵送も含めた契約の中身になっておるわけでございますが、納品のほうについてもその落札の業者のほうから各世帯のほうに郵送で送るということになっております。

したがって納期につきましては、早ければこの期日を先ほども答弁いたしましたけれども、議決いただいたあとから早急に郵送される。それで最終的には6月29日に納品されるということになろうかと考えております。

それから、当然製造能力につきましてでございますが、こういった資料に基づいて当然作るということになっておりますので、製造能力には問題ないのかとは考えております。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 1点だけ。製造能力には問題がないと判断をしたということでありましてけれども、郵送も含めて納品をするということになれば、要するに一括納入は出来ないと。したがって一歩踏み込めば、5月末なら5月末までの製造能力はないと判断するわけですけれども、町としては製造能力、検査があるから、それは6月末までかかるんだというのであればわかりますけれども、製造能力、一括納入できないという状況について、町のほうとしてはどこまで確認をされているのか。

○議長（吉田数博君） 答弁、副町長。

○副町長（檜野照行君） お答えしたいと思います。これは今20番議員が質問されたようなことも、我々は当然発注する時点でいろんなことを考えて想定してます。今回、仕様書の中でしっかりと我々が実は求めたのは、納入期限として6月29日までに確実に納入を完了させるということを相手に求めています。ですから、それを当然守れる人から入札に参加していると考えています。

そういう条件を明確に付けていますので、それを信用するということですが、そういう契約の仕方をしていきますので、それについて。なおかつ、その検査合格証についても当然に添付を求めるといふ仕様書、いわゆる約束を前提にして入札に参加していただい

るということになっていきますので、その辺については我々は当然その約束を守れる、履行する相手が当然入札に参加していると信じております。そういう手続きをしているということでもありますので、その辺はご理解いただきたいと思えます。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

17番。

○17番（勝山一美君） 所管でありますので、入札に関してちょっとお尋ねいたします。

契約方法、一般競争入札となっておりますが、こういった物品購入の場合、ましてや一般大衆に配るもの。今までは学校の備品とか、公共施設で使う備品についてはこういったことがありましたが、皆さんにお使いいただく部分について、貸与で使っていただくことになるとどうなのか。それでまず仕切書、仕様書等に突き合わせをしても、あくまで数字でありますから。どうなのでしょう。これまずこういった場合、何が一番大切かということをご認識してお話を聞きたい。そして果たして何でもかんでも一般競争入札でやるのが楽なのかどうか。この2点なんです、お答えいただきたいと思えます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 自治法上、随意契約については限られているということでありまして、この放射線の測定器につきましても、議会からも一般競争入札という話がありました。そういうことで、今回、一般競争入札ということをやったわけがございます。ただ、何が何でも一般競争入札かということでもありますけれども、これはやはり事情に従って、ある程度随意契約できるものについては随意契約をしていくということと考えております。そういうことで、すべてが一般競争入札だということになると思いますが、それはあくまでも自治法のそういう随意契約ができるのかについての話ということになると思えます。

○議長（吉田数博君） 17番。

○17番（勝山一美君） 私は競争入札ならいいと思うんですね。要するに随意契約はやはり慎むべきだと思います。こういった物品の場合、やはり使いやすさ、あるいは前も全員協議会でもお話ししましたが、やはり高齢者も老人も使いますので、使いやすさが大切だろうと。それから計器がある程度これは15%前後の狂いということなんです、しっかりした充実したものであれば問題ない。

ただ、それを確認するのに、ましてや今回の場合は、業者から直接町民に郵送されるわけです。そうすると、誰がどこで確認をする

かということなんです。だからこういった物品は、まず職員なり、それに準じたものが、いったんものをきちんと確認をして、その中で何種類かあると思うんです。いいもの、自分達の仕様書にすべて書かかって、なおかつ使い勝手は違いますから、仕様書には出てきませんから。やはり使ってみて、その上で何社か私達がいいと思ったものについて指名、要するに一般競争入札がベターではないかという思いがあります。何でもかんでも、はいと言って告示をして、来ていただいた業者、ある程度の要するに数字の羅列の中で合致するから、はいOKだということでは、町民の立場に立った本当の意味での入札にはなっていないのではないかと。この辺、私の考えがわかればお答え願いたい。それができなかったのは残念であると思うんですがどうですか。

○議長（吉田数博君） 答弁、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 仕様書ということで数字であるということ、この中には使いやすさとか、そういうものが書いてないということですので、これはこれからいろいろとそういうことも含めて検討していかなければならないと考えております。

○議長（吉田数博君） 17番。

○17番（勝山一美君） あくまでも買うということは、国民あるいは町民の血税、要するにお金で買うわけですから、きちんとしたものを安く買うということは大前提だと思います。有効に町民のお金を使うということも大前提になると思います。それを踏まえた上で、何でもかんでも自治法上だからとかなんとかということじゃなくて、そういったことを努力しながらちょっと知恵を出せばできるのではないかと。今後十分検討方お願いしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第39号 物品購入契約の締結について（放射能・放射線測定器購入）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって議案第39号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（吉田数博君） 以上をもって本日の会議を閉じます。
これをもって、平成24年第4回浪江町議会臨時会を閉会いたします。

（午後 0時19分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成24年 月 日

浪江町議会議長 吉 田 数 博

署名議員 佐々木 恵 寿

署名議員 小 黒 敬 三

署名議員 勝 山 一 美